

認定産業医制度におけるコロナ特例の終了について

証

殿

あなたは日本医師会認定産業医
であることを証します

認定有効期間 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日

日本医師会長 ○○○○

この証は令和〇年〇月〇日 第○○○○○○○○号をもって
日本医師会の原簿に登録した

日本医師会事務局長

この証をもって、労働安全衛生規則第14条第2項第1号に規定された
研修を修了したことを証明する

まずは、認定証にある
この日付をご確認ください。
これが有効期限です。

※コロナ特例によって有効期間5年のサイクル
が変わることはありません。

コロナ特例の終了 — 認定証の有効期限と必要な更新回数 —

- **特例措置は2027(令和9)年度末(2028(令和10)年3月末)をもって終了**^{※1)}。
- 最新の認定証の有効期限に対応する必要な更新回数は下記の通り。

※1) 必要な単位取得後、速やかに申請を行う。

※2) まず20単位を取得して更新し、その後改めて20単位を取得して更新をする(2回分の同時申請は不可)。

手元にある最新の認定証の有効期限	必要な更新回数
2020(令和2)年2月1日～2021(令和3)年3月31日	2028年3月末までに 2回 更新 ^{※2)}
2021(令和3)年4月1日～2022(令和4)年3月31日	2028年3月末までに 2回 更新 ^{※2)}
2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日	2028年3月末までに 2回 更新 ^{※2)}
2023(令和5)年4月1日～2024(令和6)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2025(令和7)年4月1日～2026(令和8)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2026(令和8)年4月1日～2027(令和9)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2027(令和9)年4月1日～2028(令和10)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2028(令和10)年4月1日～2029(令和11)年3月31日	認定証の有効期限通り2028年度に更新
2029(令和11)年4月1日～2030(令和12)年3月31日	認定証の有効期限通り2029年度に更新

参考 2回更新が必要な場合のイメージ

手元にある最新の認定証の有効期限	1回目の更新で取得する認定証の有効期限	2回目の更新で取得する認定証の有効期限
2020(令和2)年2月1日 ～2021(令和3)年3月31日	2025(令和7)年2月1日 ～2026(令和8)年3月31日	2030(令和12)年2月1日 ～2031(令和13)年3月31日
2021(令和3)年4月1日 ～2022(令和4)年3月31日	2026(令和8)年4月1日 ～2027(令和9)年3月31日	2031(令和13)年4月1日 ～2032(令和14)年3月31日
2022(令和4)年4月1日 ～2023(令和5)年3月31日	2027(令和9)年4月1日 ～2028(令和10)年3月31日	2032(令和14)年4月1日 ～2033(令和15)年3月31日

単位取得後、速やかに申請

2回目の更新に必要な単位は **2028年3月末までに**取得し、速やかに申請を行う。

認定証の有効期限通りの更新
コロナ特例終了後は

- 2回分まとめたの同時申請はできません。

参考 1回更新が必要な場合のイメージ

手元にある最新の認定証の有効期限		1回目の更新で取得する認定証の有効期限
2023(令和5)年4月1日 ～2024(令和6)年3月31日	1回目更新	2028(令和10)年4月1日 ～2029(令和11)年3月31日
2024(令和6)年4月1日 ～2025(令和7)年3月31日	1回目更新	2029(令和11)年4月1日 ～2030(令和12)年3月31日
2025(令和7)年4月1日 ～2026(令和8)年3月31日	1回目更新	2030(令和12)年4月1日 ～2031(令和13)年3月31日
2026(令和8)年4月1日 ～2027(令和9)年3月31日	1回目更新	2031(令和13)年4月1日 ～2032(令和14)年3月31日
2027(令和9)年4月1日 ～2028(令和10)年3月31日	1回目更新	2032(令和14)年4月1日 ～2033(令和15)年3月31日

認定証の有効期限通りの更新
 コロナ特例終了後は

更新に必要な単位は
2028年3月末までに取得し、
 速やかに申請を行う。